

議 案 第 14 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

本組合の組織団体である印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合により、本組合を組織する地方公共団体の数が減少するとともに、本組合同規約の一部を改正する必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合格約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

別表第2 共同処理する団体の欄中「酒々井町 印旛村 本埜村 栄町」を「酒々井町 栄町」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。